

項目	HP連絡先	
全体に関すること	緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567
モニタリング指標に関すること	東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課	03-5320-4482
レインボーブリッジライトアップに関すること	東京都総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2453
学校の段階的再開に関すること	東京都教育庁総務部教育政策課	03-5320-6713
検査機会の拡大に関すること	東京都福祉保健局総務部企画政策課	03-5320-4320
検査能力の拡充に関すること	東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課	03-5320-4399
病床確保・運用に関すること	東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課	03-5320-4347 03-5320-4425
院内等感染防止対策に関すること	東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課	03-5320-4347 03-5320-4425
患者情報の管理に関すること	東京都福祉保健局総務部企画政策課	03-5320-6297
一都三県による連携に関すること (共同メッセージに関すること)	東京都政策企画局総務部渉外課	03-5388-2153

新型コロナウイルス感染症を 乗り越えるためのロードマップ

～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～

はじめに

今、東京は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中にある。

この難局を乗り越えるためには、都民、事業者の方々との協力の下、東京の総力を結集して、感染症防止対策を講じながら、経済社会活動を維持していかなければならない。

そのために、本ロードマップでは、「感染症防止と経済社会活動の両立」を図りながら、「新しい日常」が定着した社会を実現するための取組や手順を示すこととする。

ロードマップの5つのポイント

1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む

- ・緊急事態宣言下では自粛要請を維持（STAY HOME ・ STAY in TOKYO）

2 適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る

- ・感染状況や医療提供体制などの観点から7つの指標を用いて常にモニタリング
- ・2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に自粛を緩和

3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合には「東京アラート」を発動する

- ・感染拡大の兆候を把握した場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼び掛け
- ・それでも再要請の目安を上回った場合などは、必要な外出自粛・休業を再要請し、感染拡大防止を徹底

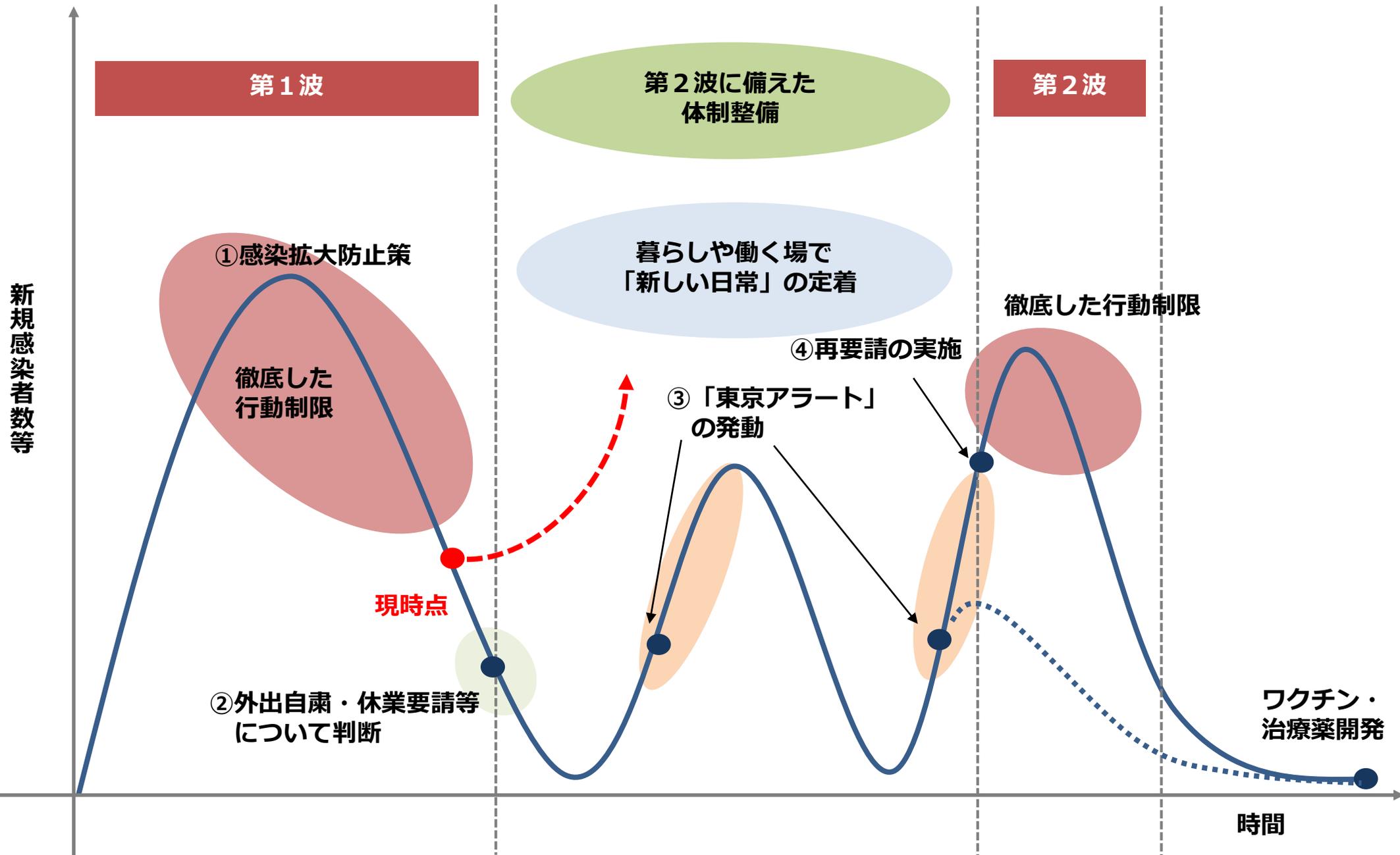
4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する

- ・迅速に検査を受けられる体制を充実
- ・症状に応じた医療提供体制を整備するとともに、患者情報を的確に把握し、モニタリングを強化

5 ウイルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣 ＝「新しい日常」が定着した社会を構築する

- ・都民や事業者に向けて「新しい日常」の考え方とそれを支える施策を提示

ロードマップのイメージ



緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		最新の数値 (5/21現在)	指標の考え方
			緩和・アラート	再要請		
感染 (疫学的) 状況	①新規陽性者数	<10 人/日 ※	<20 人/日	50 人/日	8.4人	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況、感染拡大の兆候を把握（②と合わせて判断） 第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定
	②新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	47.5%	<ul style="list-style-type: none"> 市中感染の拡大状況を把握 新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定
	③週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	0.33	<ul style="list-style-type: none"> 新規感染者数の直近の増減傾向を把握（1未満＝減少傾向、2以上＝倍加） 再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定
医療 提供体制	④重症患者数	-			42人	<ul style="list-style-type: none"> 重症者の医療提供体制の状況を把握 ICU等又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上 都内の救命救急センターの通常診療に影響を与えない水準が52名以下（26機関×2） 患者数の増加に応じて100～700床を確保
	⑤入院患者数	-			679人	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の利用状況を把握 重篤・重症・中等症用の病床として、患者数の増加に応じて1,000～4,000床を確保
モニタリング (監視体制)	⑥PCR検査の陽性率	-			1.7%	<ul style="list-style-type: none"> 新規感染者の動向を把握 適切な検査体制を前提とした補助的な指標
	⑦受診相談窓口における相談件数	-			1,014件	<ul style="list-style-type: none"> 患者数の増減など、感染の兆候を把握

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥⑦は7日間移動平均で算出。また、①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。)

モニタリング指標の運用方針

「感染（疫学的）状況」、「医療提供体制」、「モニタリング（監視体制）」の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

休業要請の緩和

「感染（疫学的）状況」の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

「東京アラート」の発動

1項目以上の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が緩和の目安を超え、その他の指標も勘案して警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

休業の再要請

複数の「感染（疫学的）状況」の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ判断し、再要請を実施する。

※モニタリング指標の運用については、国の動向や、感染者の状況等に応じて柔軟に実施する

外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学 校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践

STEP0

- 8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛
- クラスター発生歴のある施設^(※)の利用自粛
- 他県への移動の自粛

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで）

- イベント開催の自粛

- 休校

STEP1

- 5割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛

- 引き続き休業要請となる施設の利用自粛

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和
(例)・博物館、美術館、図書館 → 入場制限等を設けることを前提に施設の再開
- 飲食店等→営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 50人までのイベント開催を可能

- 再開登校日の設定数を変更して対応（オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ）

STEP2

- クラスター発生歴のある施設^(※)の徹底した利用自粛

- クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和
(例)・劇場等 → 入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開
- 飲食店等→営業時間の一部緩和（夜10時まで）

- 100人までのイベント開催を可能

STEP3

※接待を伴う飲食店等、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム

- 他県への移動の自粛

- クラスター発生歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開
- 飲食店等→営業時間の一部緩和（夜12時まで）

- 1,000人までのイベント開催を可能

適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和

※クラスター発生歴のある施設等の使用制限の緩和やイベントの人数上限等については、今後の国の対処方針等の状況を踏まえ対応を検討

休業要請の緩和のステップ(施設別)

施設の種類	内訳	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
展示施設	博物館、美術館、図書館 等	×	○	○	○
運動施設(屋内)	体育館、水泳場、ボート場 等	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	野球場、テニス場、陸上競技場 等	△ 観客席部分は使用停止	△ 観客席部分は使用停止	○	○
運動施設(屋外)	屋外水泳場(専ら遊技を対象とする施設を除く)	×	△ 観客席部分は使用停止	○	○
大学 等	大学、専修学校(高等専修学校を除く。)、各種学校等の教育施設	×	○ 分散登校等	○	○
文教施設	学校(大学等を除く。)	×	○ 登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)		
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	×	×	○	○
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等	×	×	○	○
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 等	×	×	○	○
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	×	×	○	○
遊興施設等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店 等	×	×	×	○
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 等	×	×	×	○
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配等を含む。)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜8時まで(酒類の提供は夜7時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜10時まで(酒類の提供は夜10時まで)	営業時間(宅配等を除く。) 朝5時～夜12時まで(酒類の提供は夜12時まで)
遊興施設等	接待を伴う飲食店、個室付浴場 等	×	×	×	×
	ライブハウス	×	×	×	×
	カラオケ	×	×	×	×
運動施設	スポーツジム	×	×	×	×
イベント		×	△50人まで可	△100人まで可	△1,000人まで可

※ ○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

※ 施設の使用を再開する場合には、都や業界団体のガイドライン等を踏まえ適切な感染拡大予防対策を講ずること。

※ 運動施設や劇場等の人数については、イベントの上限人数と連動(今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討)

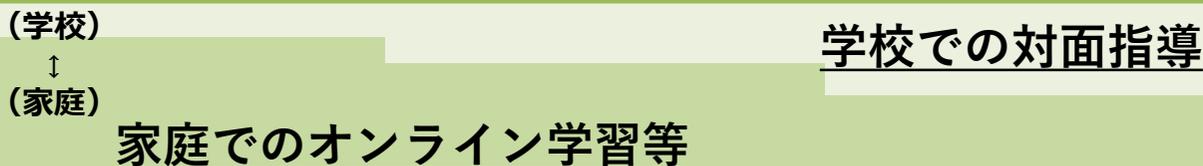
※ クラスタ発生歴のある飲食店等の使用制限の緩和やイベントの人数上限等については、今後の国の対処方針等の状況を踏まえ、対応を検討

学校の段階的再開

段階的再開（分散登校）のイメージ ※都立高校の例

登校頻度	1日/週	2～3日程度/週	3～4日程度/週
在校時間	2時間程度	半日	1日
生徒数割合 (各学校)	1/6程度	1/3程度	1/2～2/3程度

感染状況を踏まえながら段階的に学校を再開し、
学校と家庭学習の配分を変えて、第2波にも備えていく



一斉登校

5日/週
1日
全員



学校の「新しい日常」の定着

学校と家庭学習（オンライン学習等）との
組み合わせによる教育活動

基本的な感染症対策の徹底 ～ガイドラインを作成予定～

- 授業中も**身体的距離（1～2m）**を確保
- 毎朝自宅で検温し、**登校時にも体温測定**
- 手洗い及び咳エチケット**を徹底
- 授業中も含めて**換気**を十分に行う など

感染防止の追加対策の実施例

- 教壇や相談室などに**アクリル板**を設置
- サーモグラフィー**や**非接触式体温計**で体温を測定
- 診断時の医師や特別支援学校の教員等は**フェイスシールド**も活用
- 教壇ほか、列ができそうな場所に**マスキングテープ**を貼る

「第2波」に備えた検査・医療等の体制整備

今後予想される第2波に備え、国に対して水際対策の強化の徹底を求めるとともに、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の的確な把握等ができる体制を整備

【これまでの対応】

検査

- ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化
- ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充（最大約**3,100**件/日に拡大）

医療

- ✓ 都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、感染拡大に応じた病床確保を着実に推進（**3,300**床確保）
- ✓ 軽症者用に宿泊療養施設を確保（5施設・**2,865**室）

患者情報 ・ 感染状況

- ✓ 「患者情報管理センター」の設置
- ✓ 都職員派遣による**保健所の取組支援**、保健所・医療機関等との連携

【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

迅速に検査を受けられる体制の充実

- ✓ 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、**都内全域**における**検査体制を充実**（今後**46**区市町村に拡大）
- ✓ **新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用**や積極的な設備整備・人材育成の促進による**検査能力増強** など

これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

- ✓ 発生状況に応じて病床を確保（**最大4,000**床）
- ✓ **重篤・重症・中等症用病床のほか、診療機能に応じた感染症入院重点医療機関**（当初約20施設）、専用医療機関の整備
- ✓ 軽症者等用の**宿泊療養施設の確保**
- ✓ 医療機関における**感染症対策人材の育成・確保**
- ✓ ガイドラインや動画作成など**院内等感染防止対策の強化**
- ✓ **医療物資の確保**（マスク、アルコール消毒液・防護服）

患者情報の的確な把握・モニタリングの強化等

- ✓ **都と保健所の一体的な取組の推進**による情報管理・患者支援機能の強化
- ✓ **接触確認アプリの活用等**による接触状況の把握
- ✓ 抗体検査による都民の感染状況の調査及び研究

迅速に検査を受けられる体制の充実

概要

- 検査を受ける必要がある人が必ず迅速に検査を受けられるよう体制を整備
- 新型コロナ外来の拡充・PCRセンターの設置支援により、都内全域で検査体制を拡充
- 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力の増強等

【これまで】

①検査受診場所

新型コロナ外来 80か所
PCRセンター 16か所
(16区市)
※4月末現在

②検査処理能力

[実績] 平均 約1,000件/日
最大 約1,800件/日
※最大処理能力 約3,100件/日
※4月末現在

③検査手法

PCR検査（鼻咽頭拭い、喀痰）



検査機会の拡大

検査能力の拡充



【これから】

都内全域で検査体制を拡充

新型コロナ外来 100か所
PCRセンター 38か所
(46区市町村)

- ✓ 多摩地域での新型コロナ外来、PCRセンターの設置促進

都内全体での検査処理能力の向上

最大処理能力 約10,000件/日を目指す

- ✓ 新たな検査機器の導入支援
- ✓ 大学等研究機関の活用

多様な検査手法の活用による検査時間の短縮

- ✓ 唾液によるPCR検査の導入
- ✓ 抗原検査キットの導入

医療提供体制の整備（①病床確保・運用）

概要

- 新型コロナウイルス感染症の専門家等の協力を得て、感染状況・患者動向を把握・分析
- 感染拡大の兆候等がある場合には、必要に応じ、「東京アラート」の発動前から、必要な医療提供体制の準備に着手
- 感染拡大の状況に応じた病床確保とともに、患者の重症度や特性に応じて確実に受入れ

【これまで】

・ 5段階で病床を確保

【Lv.1】 500床 【Lv.4】 3,000床
【Lv.2】 1,150床 【Lv.5】 4,000床
【Lv.3】 2,000床

- ・ 都立公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、病床確保を着実に推進
3,300床確保（4月）



- ・ 軽症者用の宿泊療養施設を確保（5施設2,865室）

発生状況に応じたレベル設定の見直し

患者の重症度や特性に応じた受入体制の強化

【これから】

・ 早期に病床を確保できるよう3段階に見直し

【Lv.1】 1,000床（うち重症100床）
【Lv.2】 3,000床（300床）
【Lv.3】 4,000床（700床）

- ・ 都立公社病院を中心とした病床確保
- ・ 重点的に患者を受け入れる感染症入院重点医療機関を指定

[重症度] 重症・重篤、中等症等

[患者特性] 認知症、小児・周産期、透析、精神、神経難病等

- ・ 中等症患者を中心に受け入れる感染症専用医療機関を整備

・ 軽症者等用の宿泊療養施設を確保

感染拡大時に速やかに開設できるよう、複数の事業者等と覚書を締結

医療提供体制の整備（②院内等感染防止対策）

概要

- すべての医療機関における院内感染防止対策を徹底
- 入手困難な医療物資を安定的に供給し、院内感染を防止

感染症対策人材の育成・確保

○医療機関における感染症対応の強化

- ・感染症専門医や認定看護師が一般診療科の医療従事者に対し感染症医療に関する指導・支援等を実施

○高度医療人材の育成

- ・重症患者の診療にあたることのできる医療従事者を養成

○看護師の現場復帰の促進

- ・看護協会と連携し、現場を離れている看護師を迅速に確保できる仕組みを構築
- ・現場実習など、現場復帰に必要な訓練を実施

院内等感染防止対策の強化

○東京DMATによる助言・相談

- ・必要に応じ、東京DMAT隊員を派遣し、病院の状況を踏まえた助言・相談を実施

○動画等を活用した院内研修

- ・東京DMATの協力のもと、院内感染防止のための具体的な対応策を盛り込んだ動画やガイドラインを作成・配布
- ・个人防护具着脱手順書・動画等を活用した研修を実施

医療物資の確保

○个人防护具（防護服、N95マスク等）を医療機関へ配布

年度当初 約180万セット備蓄

約50万セット配布済み（4月末）

在庫約130万+今後260万購入
年間390万セット確保

○サージカルマスクを購入し、寄付や国供給分も含め医療機関へ配布

約1,300万枚配布済み（5月現在）

今後約9,300万枚確保

○今後の備蓄品について、必要品目、数量を改めて検証・確保

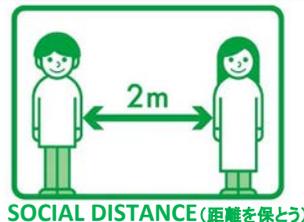
暮らしや働き方の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を、一人ひとりが実践していきましょう。

手洗いの徹底・マスクの着用



ソーシャルディスタンス



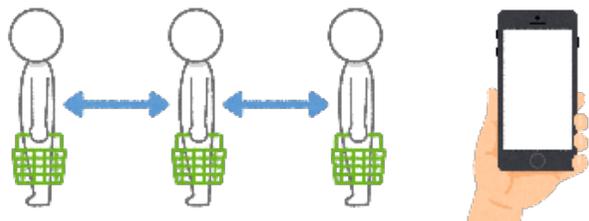
SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)

「3つの密」を避けて行動



買い物

- 少人数・短時間で済まそう
- レジで並ぶ時は間隔をあげよう
- 通販やキャッシュレスを活用しよう



娯楽・スポーツ等

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 徒歩や、自転車を利用しよう



食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- テイクアウトやデリバリーを利用しよう



働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドライン」 ～「新しい日常」の定着に向けて～

- 事業を再開するに当たって、利用者・従業員を守るためには、感染防止対策が必要
- 本ガイドラインは、施設を継続的に使用するための方向付けとなる

1. 商業施設等利用者への対策

入場時における対策

- ・ 日時指定予約や時間制来場者システム、完全予約制の導入
- ・ 整理券やオンラインチケットの販売等による混雑緩和
- ・ マスクの着用（利用者に対する周知） 等

施設内における対策

- ・ 人と人との間隔確保（できるだけ2m）
- ・ 複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒 等

2. 従業員への対策

従業員の体調管理等

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・ 事前の検温等の実施
- ・ 体調不良の場合は必ず休養 等

営業中における対策

- ・ 従業員のマスクの着用
- ・ 扇風機の外部へ向けての使用 等

休憩時等における対策

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒 等

3. 施設環境整備

レジ・窓口等

- ・ レジ・窓口等の対面する場所にアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ チケットレス、キャッシュレス導入による入場時の接触回避 等

トイレ

- ・ 適時、拭き上げ消毒
- ・ できるだけペーパータオルを設置 等

ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用 等

清掃・消毒

- ・ タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等、不特定多数が触れる場所の清掃・消毒 等

4. 感染者発生時に向けた対応

迅速な把握と情報管理

- ・ 顧客リストやアプリケーションの活用などによる来場者の把握 等

5. 各施設別のガイドライン

各施設

- ・ 20の業界別の感染拡大防止例
- ・ 各業界団体作成ガイドラインの周知徹底 等

「新しい日常」の定着に向けた多面的なサポートを推進

都民・事業者の**セーフティネットの充実**、**感染症防止と経済社会活動との両立**、**社会構造の変革**などの取組を通じて、「新しい日常」が定着した社会を構築していく

セーフティネットの充実

- ・ **中小企業への制度融資支援**
- ・ **生活福祉資金**（緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付）
- ・ 一時住宅による**居住支援**
- ・ **緊急就業相談ダイヤル・窓口設置**
- ・ **第二の就職氷河期を生まないための先手の施策**
- ・ 不安や悩みを抱える**子供やひとり親家庭へのサポートの充実**

など

感染症防止と経済社会活動との両立

- ・ 感染拡大防止に資する**新事業分野へのビジネス展開支援**
（例 夏でも快適なマスクや非接触型の新商品などの販路開拓等）
- ・ 非接触型サービスの導入等、**新しい生活様式に対応した業態転換の支援**
- ・ 事業者による**ガイドライン等に基づく対策の実行支援**
- ・ **高齢者や障害者等の見守りサービスの充実**

など

社会構造の変革

- ・ 先進的な**テレワーク環境整備**による**働き方改革の促進**
- ・ **オンラインによる一貫した就業支援システムの構築**
- ・ **オンライン教育の充実**による**途切れのない学びの確保**
- ・ 都の**行政手続をデジタル化し、デジタルガバメントを推進**
- ・ **デジタルトランスフォーメーションの加速化**

など

「新しい日常」が定着した社会を構築

1都3県による連携

1都3県共同メッセージ

緊急事態は継続中

感染予防を改めて徹底しましょう

- ・外出の自粛
- ・お互いに2mの距離を確保
- ・手洗い・咳エチケットなどの取組

次なる感染拡大の波に備えて

我々は連携を更に深めて全力で

- ・みんなの「いのちと暮らし」を守ります
- ・一歩進んだ新しい社会を実現します

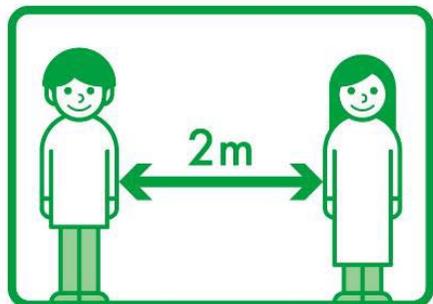
水際対策の強化に関する国要望

- ・入国管理・検疫体制の強化
- ・接触追跡システムの構築等による感染経路の把握

STAY HOME



みんなで守ろう
「いのちと暮らし」



SOCIAL DISTANCE

事業者向け
東京都感染拡大防止ガイドライン
～「新しい日常」の定着に向けて～

第1版

令和2年5月22日

東京都

目次

1	はじめに	1
2	各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例	2
	(1) 利用者向け対策	2
	(2) 従業員向け対策	3
	(3) 施設環境整備	4
	(4) 感染者発生時に向けた対応	5
3	施設の特性に応じた感染拡大防止の主な取組例	6
	<劇場等>	
	(1) 観覧場、演芸場	6
	(2) 映画館	6
	<集会・展示施設>	
	(3) 博物館、美術館	7
	(4) 図書館	7
	(5) 水族館	8
	(6) ホテル宴会場	8
	<商業施設>	
	(7) エステティックサロン	9
	(8) DVD等レンタル店	9
	(9) 旅行代理店	10
	(10) 百貨店等	11
	<運動・遊技施設>	
	(11) 体育館、水泳場	11
	(12) パチンコ	12
	(13) ゲームセンター	13
	(14) マージャン店	13
	<遊興施設等>	
	(15) ネットカフェ、漫画喫茶	14
	<大学・学習塾等>	
	(16) 学習塾	14
	(17) 自動車教習所	15
	<食事提供施設>	
	(18) レストラン、料理店等	15
	(19) 居酒屋	16
	<その他>	
	(20) イベント	17

1 はじめに

東京都（以下「都」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、都民や事業者の皆様方の協力のもと、外出自粛や施設に対する休業の要請等を行うことなどを通じて、感染拡大の防止に取り組んできました。

こうした中、「感染症防止と経済社会活動の両立を図ること」、「新しい日常」の定着を目的として、都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを策定しました。

このロードマップでは、適切なモニタリング等を通じて、感染状況をコントロールした上で段階的な緩和を進め、慎重にステップを踏み、施設の休業要請の緩和等を実施していきます。

そのうえで、第2波も予想される新型コロナウイルスとの長期に渡る戦いを見据え、感染拡大を防止するための、働く場での「新しい日常」が定着した社会の構築を目指していきます。

事業者の皆様においては、事業を再開するに当たり、皆様の事業やお客様、従業員を守るためにも、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底が必要です。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的な取組について整理したものであり、各業界団体作成のガイドラインと共に参考にさせていただき、事業者の皆様方が創意工夫を図り感染予防に向けた対策に取り組むようお願いいたします。

2 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

(1) 利用者向け対策

○入場時等における対策

- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2 m）を空ける。このための従業員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る（マスクを着用していない方に対してはマスクの配布などに努める）
- ・ 非接触型機器などを活用し入場者を検温し、発熱者に対しては入場を制限する
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設については、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図る
- ・ ICTシステム等を活用し、整理券やオンラインチケットの販売、来場時の日時指定予約、時間制来場者システムや完全予約制の導入等による混雑の緩和を図る

○施設内における対策

- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔（できるだけ2 m）を確保する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据

え置き方式で行う

- ・喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

(2) 従業員向け対策

○従業員の体調管理等

- ・従業員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・従業員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

○営業中における対策

- ・従業員に対して、勤務中のマスク着用を促すとともに、各所に消毒備品等を設置し、手洗いや手指消毒を徹底させる
- ・従業員間で、できるだけ2 mの距離を保てるよう、人員配置に配慮する
- ・扉や窓などを開けたうえで、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行う

○更衣室・休憩時等における対策

- ・更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う

- ・従業員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・従業員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

（３） 施設環境整備

○レジ・窓口等

- ・レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

○トイレ

- ・適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

○ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

○清掃・消毒

- ・不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う

（４） 感染者発生時に向けた対応

- ・万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整える
- ・濃厚接触者や施設来場者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）等について、既存の顧客リストの利用やアプリケーションなどのICT技術を活用するなどの方策を講じ、来場者の把握に努める
- ・入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底する

3 施設の特徴に応じた感染拡大防止の主な取組例

(1) 観覧場、演芸場

- 飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど、演者と客席の間隔を確保する
- 入場時に際しては、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、職員が目視で確認するなど、入場時のチケットもぎりの簡略化を図る
- 余裕を持った入退場時間を設定し、ゾーンごとによる時間差での入退場等が行えるよう工夫する
- 出演者の入待ち、出待ちは厳に慎むよう周知徹底する
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、ステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにする

※「公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン」を参照

https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf



(2) 映画館

- 前後左右を空けた席配置とすることや、観客同士の距離を置くなどの措置を講じることで、座席の間隔を十分に確保する
- 上映前後に人が滞留しないよう、段階的な入退場を行うなどの出入りの運用について工夫を行う
- 上映に際しては、スクリーンを活用して来場者に対する感染防止策等の周知を行う

※「全国興行生活衛生同業組合連合会ガイドライン」を参照

https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf



(3) 博物館、美術館

- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う
- 特定の展示作品の前に、床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する
- 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する

※「公益財団法人日本博物館協会ガイドライン」を参照

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf>



(4) 図書館

- オンライン予約による貸出しや郵送による資料の配送など、希望する者が資料を利用できる工夫をする
- 新聞・雑誌の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- 書架等で閲覧した資料を直接書架に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う
- 障がい者等への読書支援機器等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う

※「公益社団法人日本図書館協会ガイドライン」を参照

http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307



(5) 水族館

- 展示室の入口等に行列が生じる場合、できるだけ2 mの間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫を行う
- 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則としたうえで、展示ケースのガラス面など来場者が多く接触する場所については、定期的に消毒を行う
- 来場者に人気のある展示コーナーについては、来場者がケースに触れる機会を減らすためのパーテーション等の設置や床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する

※「公益社団法人日本動物園水族館協会ガイドライン」を参照

<https://www.jaza.jp/storage/jaza-news/87oxTZhUgw3uam58DgSHpCaesU054VknR8zRHmoj.pdf>



(6) ホテル宴会場

- 着席スタイルの飲食提供については、テーブルとテーブルの間隔、着席数等を工夫した運用を行う
- ビュッフェスタイルの飲食提供については、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供するなど、衛生管理を徹底する
- 来場者に対して、お酌や盃の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う

※「一般社団法人日本ホテル協会ガイドライン」を参照

<https://www.j-hotel.or.jp/uploads/jhotel-admin/3729ece1a25771a8e66bb4b8bad8c239-1.pdf>



(7) エステティックサロン

- 来店者同士が近距離になりすぎないように予約を調整し、また接客も最少人数のスタッフにより対応する
- スタッフルーム等の店舗内で、スタッフ間のフィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス）を保つことが可能な程度の人員にてサロン運営を行う
- サロン内は、来店者の肌に直接触れる様々な器具や用具をできる限り使い捨てのものに変更する（難しい場合は消毒を徹底する）
- エステティシャンなど施術スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガード、手袋などを装着する

※「特定非営利活動法人日本エステティック機構、一般社団法人日本エステティック振興協議会ガイドライン」を参照

http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/_3_0_202015031518.pdf



(8) DVD等レンタル店

- レンタル用商品やカゴ、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を行う
- 商品の陳列等を工夫するとともに、床に目印を付すなど、局所的な混雑緩和や接触機会を減らし大量の人が滞留しないように工夫する
- あらかじめレンタル作品を決めた上で来店する等、来店者に対して店内滞在時間短縮化を心がけるよう周知徹底する

※「日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合ガイドライン」を参照

http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/pdf/20200514_guideline.pdf



(9) 旅行代理店

- 電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みなどを利用者に促すとともに、後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、または郵送等を活用するなど、非来店での旅行取引に努める
- 感染状況等により旅行の安全かつ円滑な実施・継続が困難となった場合や、その可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する
- 店舗における旅行販売・相談等、顧客と近接して会話することが必要な業務についても、デジタルパンフレットによる事前案内、来店を要する旅行契約手続き等の簡素化など、顧客との直接的な接触機会を極力低減するよう業務の見直しを行う

※「一般社団法人日本旅行業協会（JATA、一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）ガイドライン」を参照

https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newviruscrspndncguideline.pdf



(10) 百貨店等

- エレベーターの利用が混雑しないよう利用人数の制限を行うとともに、高齢者、妊婦、障がい者が優先的に利用できるよう来場者に対して周知する
- エスカレーターの利用においては、来場者が適切な対人距離を確保できるよう、定期的アナウンスを行う
- キャッシュレス決済を行わない来場者に対しては、レジにおいてコイントレイでの現金受渡を励行する
- 化粧品等のカウンセリング時には、顧客との真正面での立ち位置を避け、適切な接客時間に留意する
- 混雑につながるような販売促進策を自粛するとともに、店舗が混雑する時間帯に関する情報を周知しオフピークタイムでの来店を呼びかける
- 混雑が予想される店舗や売場などへは、1グループ1人又は少人数で入場させるなど運用上の工夫を行う

※「オール日本スーパーマーケット協会等ガイドライン」を参照

http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/526_1.pdf



(11) 体育館、水泳場

- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たっては、ゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避ける運用を行う
- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たって、ゆとりを持たせることが難しい場合は、入室人数制限等の措置を講じる
- 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを周知徹底する

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



※スポーツジムについては、感染防止対策を講じたか否かにかかわらず、当分の間、休業要請の対象になる。

(12) パチンコ

- 利用者の入れ替えのタイミングを利用し、遊技機のハンドル・レバー・ボタン等の消毒を行う
- BGM や機械の効果音等を最小限のものとしたうえで、利用者間で会話を行わないよう注意喚起を行う
- 人と人が対面する景品カウンターに透明ビニールシートなどを設置するとともに、カウンター接客時は手袋を着用する
- 通路等で立ち見がないように呼びかけを行うとともに、遊技客数が増え密集の恐れがある場合は、入場制限を行う
- 遊技客同士が間隔（2メートル程度）をとれるよう、少なくとも1台おきに稼働させるなど、稼働台数の制限などを行う
- カウンター前にある端玉景品の陳列を変更し、遊技客が景品に手を触れないように工夫する

※「全日本遊技事業協同組合連合会」を参照

http://www.zennichiyuren.or.jp/content/files/2020/covid19_guideline.pdf



(13) ゲームセンター

- 遊技機操作レバー、プッシュボタン、両替・券売機など高頻度に接触する部分については、利用者の入れ替え等のタイミングを利用し定期的な消毒を行う
- 遊技機の座席間隔を設け、遊技機 1 台おきに稼働させるなど物理的に間引くとともに、アクリル板や透明ビニールシートなど遮蔽パネルを設置する
- 遊技機を低音量に設定し、利用者が大声で会話を行わないよう注意喚起を行う

※「一般社団法人日本アミューズメント産業協会ガイドライン」を参照
<https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン PDF.pdf>



(14) マージャン店

- マージャン卓・マージャン牌・点棒等などの高頻度の接触が見込まれる道具は、利用者の入れ替えのタイミング等の機会を利用し、定期的に消毒を行う
- 遊技に際し、椅子を後ろに下げるなどして、対人距離を可能な限り 2 m 程度保つなどの工夫を行う（対人距離を確保できないことが見込まれる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置するなどの工夫を行う）
- 遊技者用にマージャン卓 1 台当たり 2 個程度の消毒液をサイドテーブル等に配置する

※「全国麻雀業組合総連合会ガイドライン」を参照
https://zenjanren.com/pdf/guide_20200514.pdf



(15) ネットカフェ、漫画喫茶

- 雑誌、DVD 等の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- 本棚等で閲覧した書籍等を直接本棚に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う
- 書籍・雑誌等の立ち読みについて、自粛の呼びかけを行う

※「日本書店商業組合連合会ガイドライン」を参照

<http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf>



(16) 学習塾

- 教室等における塾生同士及び講師との間隔を1～2m確保する
- 四方を空けた席配置など、塾生同士の接触を少なくするよう工夫する
- 必要に応じて講師に対するフェイスシールドの装着や、ビニールカーテン等を設置する

※「公益社団法人全国学習塾協会ガイドライン」を参照

<https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf>



(17) 自動車教習所

- 送迎車両への乗車を予約制にするなど、乗車人数を管理する
- 車内教習時には、乗車人数を最低限に抑え密集を回避するとともに、車両窓を複数カ所大きく開けて車内を常時換気する
- 教習を行った都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、教習生が触れた個所を中心に消毒する
- 高齢者講習時の実車指導に際しては、車外からの観察の方法によるなど、車両内が密とならないようにする

※「一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会ガイドライン」を参照

<http://www.zensiren.or.jp/zenwp/wp-content/uploads/2020/05/65f7cdaa8e74aa7914d5d56a5b204eb1.pdf>



(18) レストラン、料理店等

- 大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う
- 会計時の混雑を避けるためテーブルでの会計を行う
- テレビを設置している店舗では、飲食時における上映の休止を行い、来店客の滞在時間を短縮するよう工夫する
- ビュッフェスタイルの飲食提供については、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供など、衛生管理を徹底する
- レジと来店客の間や、テーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする
- カウンターやテーブルサービスで注文を受けるときは、来店客の正面に立たないよう側面に立つなど、可能な範囲で間隔を保つようにする

- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別するとともに、デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないよう、可能であればデリバリー専用カウンターを設けるなど、両者の動線が重ならないように工夫する
 - 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する
- ※「一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン」を参照

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf



(19) 居酒屋

- 大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う
 - 来場者に対して、グラスやお猪口の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う
 - 会計時の混雑を避けるためテーブルでの会計を行う
 - レジと来店客の間や、テーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする
- ※「一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン」を参照

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf



(20) イベント

- イベントを主催する場合は、観客同士が密な状態とならないよう、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応を行う
- 来場者の募集に際しては、来場者に対して大声での発声や歌唱、声援を行わないなど、来場者が順守すべき事項をあらかじめ明示する
- 来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じる

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>

